

岩国市告示第 72 号

振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 1 の付表第 1 号に掲げる区域として、次のとおり指定したので、告示する。

平成 23 年 4 月 1 日

岩国市長 福 田 良 彦

- 1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定に関する告示(平成 23 年岩国市告示第 70 号)により指定した地域のうち、次に掲げる区域
    - (1) 時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準に関する告示(平成 23 年岩国市告示第 71 号。以下「告示」という。)により定めた第 1 種区域及び第 2 種区域(Ⅰ)
    - (2) 告示により定めた第 2 種区域(Ⅱ)のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内
- 

岩国市告示第 92 号

振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)の規定による区域の指定に関する告示(平成 23 年岩国市告示第 72 号)の一部を次のように改正する。

平成 27 年 4 月 20 日

岩国市長 福 田 良 彦

第 1 項第 2 号中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。